指定通所介護事業及び第１号通所事業
運営規定

〒327-0844
栃木県佐野市富岡町 229 番地 12
丸光ケアサービス株式会社
丸光ケアデイサービスさんさん佐野
TEL　0283-86-8072

第　1 条　　事業の目的
第　2 条　　運営の方針
第　3 条　　事業所の名称等
第　4 条　　従業者の職種、員数及び職務の内容
第　5 条　　営業日及び営業時間
第　6 条　　指定通所介護及び第１号通所事業の利用定員
第　7 条　　指定通所介護及び第１号通所事業の内容及び利用料金
第　8 条　　緊急時等における対応方法
第　9 条　　通常の事業の実施地域
第 10 条　　サービス利用に当たっての留意事項
第 11 条　　非常災害対策
第 12 条　　虐待防止に関する事項
第 13 条　　身体拘束等の原則禁止
第 14 条　　業務継続計画に関する事項
第 15 条　　衛生管理等に関する事項
第 16 条　　その他運営についての留意事項

令和６年４月１日改訂

指定通所介護事業及び第１号通所事業運営規程
丸光ケアデイサービスさんさん佐野

（事業の目的）

第１条　丸光ケアサービス株式会社が開設する丸光ケアデイサービスさんさん佐野（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護事業及び第１号通所事業の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員及び介護職員（以下「生活相談員等」という。）が要介護状態（第一号通所事業運営にあっては要支援状態または事業対象者）にある高齢者に対して、適正な指定通所介護及び第１号通所事業を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　１　指定通所介護事業の提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

２　第１号通所事業の提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

３　事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

４　事業所は利用者の人権の擁護、虐待の防止等の為、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じる。

５　事業所は、事業の提供にあたっては、介護保険法第１１８条の２第１項に規定する介護保険等関連情報、その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。

（事業所の名称等）

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

①　名称　　丸光ケアデイサービスさんさん佐野

②所在地　　栃木県佐野市富岡町 229 番地 12

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第４条　事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

① 管理者１名
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元化に行う。
② 生活相談員　１以上（常勤換算）
生活相談員は、生活上の相談・助言などを行う。
③ 看護職員または介護職員　３以上（常勤換算）
看護職員は健康状態の確認を行う。
介護職員は、指定通所介護および第１号通所の提供に当たる。
④ 機能訓練指導員１名
機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

（営業日及び営業時間）
第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
① 営業日　　月曜日から土曜日とする（祝日は営業する）。
ただし、１２月31日～１月３日は除く。
② 営業時間　　午前８時３０分から午後５時３０分
③ サービス提供時間　　午前９時３０分から午後３時５０分までとする。

（指定通所介護及び第１号通所事業の利用定員）
第６条　指定通所介護及び第１号通所事業の利用定員は２６名とする。
（通所介護及び通所介護相当サービス２４名）
（緩和した基準による通所型サービス２名）

（指定通所介護及び第１号通所事業の内容及び利用料等）
第７条　１　指定通所介護及び第１号通所事業の内容は次のとおりとし、指定通所介護及び第１号　通所事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告知上の額とし、当該指定通所介護及び第１号通所事業が法定代理受領サービスであるときは、その１割または２割・３割の額とする。
① 生活相談、指導
② 健康状態の確認
③ 機能訓練
④ 食事の提供
⑤ 入浴介助
⑥ アクティビティ（介護予防）
⑦ 送迎
⑧ レクリエーション、趣味活動

２　第９条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定通所介護及び第１号通所事業に要した送迎の費用は、徴収しない。

３　食費７５０円

４　日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき趣味活動の材料費等の費用は、実費を徴収する。

５　前項目の費用の支払いを受ける場合には、お客様又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

（緊急時等における対応方法）

第８条　生活相談員等は、指定通所介護及び第１号通所事業の提供を行っているときに、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告する。

第９条

（通常の事業の実施地域）

第９条　通常の事業の実施地域は、佐野市、栃木市、足利市の区域とする。

（サービスの利用に当たっての留意事項）

第１０条　利用者は指定通所介護及び第１号通所事業の提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。

①サービスの利用にあたっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるように留意する。

②機能訓練室での訓練機器の使用の際においては従業者の指示において行うこと。

③その他、サービス利用にあたって身体の安全に留意し、従業員の指示、助言の必要な場合は、それに従うこと。

（非常災害対策）

第１１条　事業所は、防犯管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

（虐待防止に関する事項）

第１２条　事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

(1)　虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2)　虐待を防止するための指針の整備
(3)　虐待を防止するための定期的な研修の実施
(4)　前３号を掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

第１３条　１　事業所は、指定通所介護の提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。
２　事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

（業務継続計画に関する事項）
第１４条　１　事業所は、感染症や非常災害の発生等において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「事業継続計画」という。）を策定し当該事業継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。
２　事業所は、従業者に対し、業務継続ケ区画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
３　事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（衛生管理等に関する事項）
第１５条　事業所は、事業所において感染症は発生し、また蔓延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
(1)　事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を概ね6ヶ月に　　1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
(2)　事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備する。
(3)　事業所において、従業者に対し、感染症の予防及び蔓延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

（その他運営についての留意事項）
第１６条　事業所は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
①　採用時研修　採用後３ヶ月以内
②　継続研修　　年２回

２　従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

３　従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

４　ハラスメントについて

(1) 事業所は、適切な事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(2) ハラスメントは、サービスの提供を困難にし、関わった従業者の心身に悪影響を与える為、状況によっては、重要事項説明書に基づきサービスの提供を停止する場合がある。

５　この規定に定める事項の項目のほか、運営に関する重要事項は丸光ケアサービス株式会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、平成 29 年　4 月　1 日から施行する。

平成 29 年 12 月　1 日　改訂
平成 30 年　4 月　1 日　改訂
平成 31 年　2 月　1 日　改訂
平成 31 年　4 月　1 日　改訂
令和　1 年　7 月　1 日　改訂
令和　2 年　4 月　1 日　改訂
令和　2 年　6 月　1 日　改訂
令和　3 年　4 月　1 日　改訂
令和　3 年 11 月　1 日　改訂
令和　3 年 12 月　1 日　改訂
令和　4 年　1 月　1 日　改訂
令和　4 年 10 月　1 日　改訂
令和　4 年 10 月　8 日　改訂
令和　5 年　1 月　1 日　改訂
令和　5 年　6 月　1 日　改訂
令和　6 年　4 月　1 日　改訂